

平成30年 3月22日

水産・環境科学総合研究科運営会議決定

(目的)

第1条 この要項は、長崎大学水産・環境科学総合研究科共用システム（以下「本システム」という。）の運用、利用等に関し必要な事項を定めるものとする。各機器固有の利用方法等に関しては、機器毎に要項を別に定める。

(運営委員会)

第2条 本システム内に新共用システム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置き、本システムの運用、利用等に関する必要事項を審議し、決定する。

2 運営委員会は、先端研究基盤共用促進事業水産・環境科学総合研究科共用システム責任者、並びに同責任者が任命した委員及び職員で組織する。同責任者は委員の中から委員長を指名するものとする。

(本システム利用者の範囲)

第3条 本システムを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科の教職員及び所属する研究室の研究者、学生等

(2) 長崎大学の教職員、研究者、技術者等で、本システム利用の許可を得た者

(3) 学外の教育者、研究者、技術者等で、長崎大学産学官連携戦略本部研究室等利用規程に基づいて、学内共同利用設備の利用申請があり、本システムへの協力依頼があった機器分析について、本システム利用の許可を得た者

2 利用者は、本システムの利用にあたって、本要項を含む関係法令及び諸規定を遵守するとともに、利用者以外の第三者への転貸及び第三者からの依頼試験、依頼分析並びにその他システムを利用して利益を得る行為を行ってはならない。また、機器毎に定める利用要項を遵守するものとする。

(機器管理者)

第4条 本システムに属する各機器（以下「各機器」という。）の管理、保守・点検及び運用を行うため、管理責任者を置く。

2 各機器の保守・点検は、管理責任者が行うものとする。

3 管理責任者は、管理する機器毎に、利用要項を定めることができるものとする。

(利用時間)

第5条 管理責任者は、機器管理研究室での機器利用に支障がない範囲において、原則平日の午前9時から午後5時までの間で各機器の共用利用に配慮するものとする。管理責任者が特に認めた場合には、時間外の利用を許可する。

(利用申請と許可)

第6条 利用申請は、原則として本システムの予約システムを通じて行うこととする。

2 利用者は、事前に管理責任者の許可を受けなければならない。

3 運営委員会は、利用者がこの要項に違反し、各機器の利用に重大な支障を生じさせたときは、許可を取り消し、利用を停止することができる。

(利用料金等)

第7条 利用者は、別途定める利用料金を所定の方法により支払うものとする。ただし、機器管理研究室に属する者の利用料金については運営委員会が別に定める。

2 機器利用において、各機器で定める利用要項に違反した場合や操作上のミスによる機器不具合が生じた場合は、利用者あるいは利用者が所属する組織等の責任において、修理費用等を負担することがある。その修理費用等については、運営委員会で別途協議する。

3 機器の本システムへの新規登録及び登録抹消については、運営委員会の審議を経て決定する。

(機器利用料金の運用)

第8条 機器利用料金は、各機器の保守や維持に有効利用するものとする。

2 利用料金設定や料金の運用方法は、運営委員会で審議し、管理責任者と調整の上で別に定める。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、本システムの利用に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成30年3月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。